

大規模建築物等の届出チェックシート

工業地・工場施設用

「景観計画区域内における行為の届出」は、以下のチェックシートにより「良好な景観形成のための指針」及び「行為の制限」への適合を確認し、添付図面等とともに提出してください。

チェック欄：指針内容に合致している場合、チェック欄の「 」に「レ」を記してください。
(項目に該当しない場合は「 」に「レ」)

項目		指針内容	チェック欄	
1) 位置				
(1) 配置	眺望	・富士山の眺望を阻害しないような配置に努めること。		
	壁面後退	・道路等公共施設に面する壁面などは後退に努め、修景や広場・歩道状の空間、植栽のための空間を確保するよう努めること。 ・隣地に面する壁面などは後退に努めること。		
2) 外観				
(1) 形態	建築物の高さ、屋根形状の周辺景観との調和	・高さは、富士山などの眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しないものとする。 ・屋根形状は、富士山などの眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しないものとする。		
	まち並みとの調和	・形態は、周辺まち並みとの調和に努めること。		
(2) 壁面デザイン	周辺景観との調和	・壁面デザインは、周辺景観との調和に努めること。		
	大壁面の抑制	・壁面デザインは、単調な大壁面による威圧感をできる限りなくすること。		
	外壁意匠の周辺との調和	・道路に面する壁面デザインは、良好な都市景観の形成に寄与するよう十分に工夫し、それ以外の面についても建築物の正面と同様に配慮すること。		
(3) 色彩	高彩度色の排除	・壁面の色彩は下記の範囲を使用すること。 建築物及び工作物の外観の色彩基準の数値は、日本工業規格 Z8721【色の表示方法 - 三属性による表示】(マンセル値)に基づき、次のとおりとする。(煙突、排気塔は(6)を参照)		
	【制限事項】 使用できる色彩の範囲 (色彩基準)	用途地域が指定されている区域	0R (10R P) ~ 10R 彩度4以下。 0Y R (10R) ~ 5 Y 彩度6以下。 上記以外の色相 彩度3以下。	
		用途地域が指定されていない区域	0R (10R P) ~ 10R 彩度3以下。 0Y R (10R) ~ 5 Y 彩度4以下。 上記以外の色相 彩度2以下。	
		・屋根の基調色は彩度・明度を壁面と同等以下に抑えた色彩とすること。		
	美観の維持	・外壁などの汚染・退色や、工場設備の腐食・さびなどに対しては、定期的に補修し、美観の維持・景観の向上に努めること。 ・敷地外から見える部分及び鉄道の車窓や富士山百景エリアなどの主要な眺望点から富士山を眺望する際に目に入る施設については、特に配慮すること。		
	周辺景観との調和	・屋根、壁面などの基調色は、周辺のまち並み景観や自然景観と調和する色彩とすること。 ・工場地色彩ガイドラインを参考にカラーデザインすること。		
(4) 材料	経年変化への配慮	・材料は、外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料の使用に努めること。		

項目		指針内容	チェック欄	
2) 外観(つづき)				
(5) 付帯設備	屋外広告物	・周囲の景観と調和し、良好な景観の形成に配慮した色彩、形状、意匠、規模とすること。		
	屋外に設置する設備、外壁に取り付ける設備	・工場設備・建築設備など(給配水管、ダクト、タンクなど)は、施設全体及び周辺との調和を考慮したデザインとするよう努めること。		
	屋外階段、立体駐車施設など	・屋外階段、立体駐車施設などは、建築物と一体的な外観となるよう努めること。		
(6) 煙突、排気塔	不用煙突の撤去	・不用となった煙突は、景観及び防災上の観点から、すみやかに撤去すること。		
	富士山眺望景観、周辺景観への配慮	・景観の阻害要因とならないように、腐食・ひび割れ・汚染などに対しては、定期的に補修・塗装を実施すること。 ・赤白塗装(昼間障害標識)の塗り替えの際には、可能であれば中光度白色航空障害灯を設置し、富士山や周辺景観と調和する色彩とするよう努めること。		
	【制限事項】 使用できる色彩の範囲 (色彩基準)	・煙突、排気塔その他これらに類するものの外観の色彩基準の数値は、マンセル値に基づき、次のとおりとする。 色相は5Y～5PB、もしくは無彩色とする。 住宅地及び商業地エリアに立地する場合は、上記に加え、0YR(10R)～5Yの色相も認める。 明度は7以上とする。 彩度は2以下とする。 工場地色彩ガイドラインを参考にカラーデザインすること。 ・ただし、航空法により昼間障害標識を設置しなければならない物件(国土交通大臣が昼間障害標識を設置する必要がないと認めたもの及び高光度航空障害灯または中光度白色航空障害灯を設置するものを除く)または市長が良好な都市景観を害する恐れがないと認めた場合においては、この限りではない。		
3) 外構				
(1) 付属施設・駐車場	建築物や周辺景観との調和	・駐輪場、電気室・機械室、ごみ置き場などは、道路等から見えにくい部分に配置するよう努め、見える位置になる場合は、緑化や修景などによる目隠しに努めること。		
	景観的演出への配慮	・駐車場は、舗装材の選択や周辺の緑化などにより、景観的演出に配慮すること。		
(2) 外柵や塀、門柱・門扉	建築物との調和	・道路等に面する柵などの施設は、建物本体や周辺のまち並みと調和するよう形態や色彩を工夫し、圧迫感のないものとするよう配慮すること。		
	美観の維持	・柵・塀などの汚染・退色などに対しては、定期的に塗装など修繕を行い、美観の維持・景観の向上に努めること。		
	生垣	・歩行者空間を魅力ある空間とするため、生垣などによる緑化に配慮すること。		
(3) 植栽等	既存樹木の保全	・敷地内の既存樹木は、極力保全し、修景に活かすよう配慮すること。		
	敷地内の緑化	・敷地内のオープンスペースや建築物の前面などの緑化に努め、側面部分でも植栽が可能な箇所については緑化に配慮し、うるおいのある景観の形成に努めること。		